

交野市子ども・子育て会議（第9回）

議事録

開催日時	平成27年2月20日（火） 午前10時00分～午前11時30分
開催場所	交野市立保健福祉総合センター 3階 展示活用室
出席者 （委員）	伊賀委員、大橋委員、東口委員、関委員、野中委員 富田委員、高垣委員、有元委員、岡本委員、宮根委員、端野委員、船戸委員
欠席者	福山委員、井上委員、森岡委員
事務局	川村部長、小川参事、東口課長、真鍋課長、中村課長、奥野課長代理 今村課長代理、林係長
議題	<p>（1）教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準（案）について</p> <p>（2）子ども・子育て新制度に係る規則について</p> <p>①交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（案）</p> <p>②交野市立保育所条例施行規則（案）</p> <p>③交野市立幼稚園条例施行規則（案）</p> <p>（3）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業実施事業者（新制度に移行する施設について）</p> <p>（4）交野市子ども・子育て支援事業計画（案）について</p> <p>（5）その他</p>
資料	<p>交野市子ども・子育て会議 次第</p> <p>資料1 パブリックコメント手続き結果概要</p> <p>資料2 子らの笑顔 みんなの宝 子育て応援プラン ～交野市子ども・子育て支援事業計画～案</p> <p>資料3 子らの笑顔 みんなの宝 子育て応援プラン ～交野市子ども・子育て支援事業計画～ <b>【概要版】</b></p> <p>資料4 交野市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準表（案）</p> <p>資料5-1 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（案）</p> <p>資料5-2 交野市立保育所条例施行規則（案）</p> <p>資料5-3 交野市立幼稚園条例施行規則（案）</p> <p>資料6 特定教育・保育施設一覧（新制度に移行する施設）</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	大変お待たせしました。定刻となりましたので、ただ今より交野市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は公私ご多忙にも関わりませず、ご出席をたまり厚くお礼申しあげます。それでは開会に先立ちまして、大橋会長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。大橋会長、よろしく申し上げます。
会長	この会議の議題も4月から実施されるだろうということで、いよいよ会議も大詰めになってまいりました。今まで皆さん、非常に精力的に話をさせていただきましたが、今日、だいたい最後のところになるだろうと思いますので、よろしく申し上げます。私のあいさつは簡単ですが終わらせていただきます。
事務局	資料確認
事務局	それではここからの議事進行については大橋会長にお願い申しあげます。
会長	それでは第9回の子ども・子育て会議の議題に入りたいと思います。事務局、本日の委員の出席及び傍聴の状況についてお願いします。
事務局	本日の子ども・子育て会議の委員の出席状況をご報告いたします。会議委員15名中12名の委員にご出席いただいております、出席委員が過半数を超えておりますので、交野市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定に基づき、本会議成立していることをご報告申しあげます。なお、福山委員、井上委員、森岡委員におかれましては、所用のため欠席のご報告をいただいております。出席状況については以上でございます。また、本日の傍聴者はなしです。
会長	それでは、この会議が成立しているということですので、議題に入りたいと思います。1点目、教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準（案）についてですが、事務局の方からご説明願います。
事務局	議題（1）教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準（案）について説明。

会長	説明が終わりました。今の説明について、何かご意見等ございましたら発言をお願いします。
委員	現在ですと、利用の切迫している方が優先されるという状況が新しい表によって改善されるかと思しますので、非常に良いことだと思っていますし、もう一つは、保育料を滞納している世帯についての考えも示されているのは良いことだと思います。以上です。
会長	他にありませんか。
委員	新しい基準の病気・けがの場合で、古い方では診断書の提出と出ていますが、新しい方は特に診断書の提出というのは必要ないのでしょうか。
事務局	診断書の提出については、今回、支給認定をする段階で、勤務証明とか病気の証明とかそこで診断書をいただくことになっていきますので、その点については、今まで通り診断書をもらいますが、この基準表には記載していません。
会長	手続きは今まで通りということですね。
事務局	はい。
会長	他にありませんか。
委員	保育料を滞納している世帯数に対して、交野市の徴収方法はどのようにされているのですか。
事務局	現在においては、手紙による督促、あるいは電話による督促などにより行っています。今度は、徴収に関して差し押さえとかそういった手続きができるような仕組みを考えていかなければならないと思っています。今までは差し押さえができるまでの手順がありませんでしたので、その辺りを今回、のちほど規則改正の時にいいますが、手順が踏めるように考えています。
会長	よろしいでしょうか。はい、どうぞ。
委員	祖父母と同居という形で、今までは 65 歳に満たないという年齢が書かれています

	<p>が、この新規の場合の別居、交野市内でも別居であって、祖父母の年齢というのは関係なしでという形でしょうか。</p>
事務局	<p>今までは保育要件の中に、例えば、同居で65歳以上であれば、子どもさんを見る能力があるかないかというところの判断をしていましたが、今回、この制度改革に合わせて、祖父母の要件は含めないということになりましたので、年齢制限は関係なく、あくまでも客観的な優先順位について、交野市内に住んでいるか住んでいなか、交野市内に住んでいても、病気であったりとか、働いているとか、子どもさんをみられない等の状況はありますので、その辺は客観的に優先順位を付けさせていただきます。</p>
会長	<p>他にありませんか。ないようでしたら次の案件に移りたいと思います。2点目、子ども・子育て新制度に係る規則について説明いただきます。</p>
事務局	<p>議題（2）子ども・子育て新制度に係る規則について説明</p>
会長	<p>説明が終わりましたが、この件に関して何かご意見、ご質問がありましたらご発言願います。これは規則ですね。</p>
事務局	<p>はい、規則です。</p>
会長	<p>条例の議決はもうすでに…。</p>
事務局	<p>条例の方は、12月議会でご審議いただいて、議会の議決をいただいています。</p>
会長	<p>ということですので、規則についてはこれからということです。何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>新しくされた第9条、保育料の滞納処分の件についてですが、これについて、保育所保育料と書いてありますが、これは1号認定の子どもも含まれると解釈してもよろしいですか。認定こども園になると、各施設が徴収ということになりますが。</p>
事務局	<p>説明不足で申しわけありません。今回新制度においては保育所という位置付け、要は、認定こども園、幼稚園という施設については、直接その施設に納付するような形になっています。市が保育料を徴収できるのは、費用的には保育所の保育料のみ。</p>

	<p>私立の保育所の分も市が徴収するのですが、それ以外の幼稚園とか認定こども園については、これからは直接施設が徴収していただくこととなりますので、今回の督促、滞納処分については、あくまでも公立の分と保育所分についての督促及び滞納処分という形になります。ただ、これから認定こども園、幼稚園をやっている中で、未納があった場合は、国の方針では市は施設から要請があった場合は、その督促などに協力していかないといけないというふうになっています。ただ、差し押さえまでは市が行うことはできないようになっていますので、あくまでもこれは私立分と公立分と考えていただきたいと思います。</p>
会長	他にありませんか。
委員	<p>第9条の督促要件の項目を設けたということは、交野市以外の方も督促を受けられるような現状があるのですか。未払いの現状というのをどのようにつかんでおられるのですか。</p>
事務局	<p>現状、督促というのは、1カ月でも保育料が入らなかった場合、例えば、口座振替ができなかった場合は、基本30日以内に督促を出しています。督促自体は、お金を残しておくのを忘れていたとか、そういうようなケースがありますので、督促自体は毎月たくさんあります。それでも督促を出せば、基本的には忘れたケースはすぐに納めていただくのですが、それ以外の3カ月以上滞納しているケースというのも件数的には少なくはないです。だいたい100件あるかないかというところですが、その辺りについては、こういった形、今までは差し押さえまでできませんでしたので、今回はできるようにこのように改正させていただいています。</p>
会長	他にありませんか。
委員	<p>滞納して1年ぐらいとか、そういう方もいらっしゃるということで期限が付いていると思うんですが、そういう方というのは、ずっと通い続けながらも未納のままで、どういう対応をされているのか、ちょっと気になるのですが。</p>
事務局	<p>実は、滞納があれば、誰が見てもやめさせたらいいじゃないかという考えにはなると思いますが、判例で、滞納を理由に退園させるというのが実際裁判で負けている。要は、滞納は親の理由であって、子どもの保育には関係ないというような判例が出ていますので、滞納を理由に退園させることは、現在、うちの市でもやっていませんし、他の市町村でもなかなかできないのが実情です。</p>

会長	督促しても、払えない人は払えないですよ。
事務局	そのところはちょっと相反するところがあるかなと思うのですが、今回、この規定で徴収員という職員を配置するという形で、その辺は大分改善はされていくのかなと。未払いのところについても、差し押さえまでされるというところは、かなり強制力があると思いますので、その辺で防止策の一つにはなるかなというところで、国の方も対策は考えてるのかなと。市もそれを受けた形でと考えています。
委員	給食費を滞納するなど、モンスターペアレントという問題もあったと思いますが、それと同じような形で、決して払えないかたではないということですね。
事務局	滞納に至る経緯は様々ですが、実際に本当に生活が苦しくて払えない。そういう方もいらっしゃいます。
委員	そういう方は本当に最低限の保育料で、それを払えないということなんですね。生活保護世帯とかいうことなんですよ。
事務局	保育料自体が最低5万8,000円までありますので、例えば、中間の階層であっても、収入が減ったとか、給料が減ったと。保育料自体が前年の収入で見込みますので、あくまでも前年の収入でいくと減るとなると払えないということが起こったりするので、その辺りは相談を聞いて、分納にしてもらおうとかの対策はしています。逆に収入は一定あるけれども、例えば、家のローンがきついつとか、そういう理由で払えないとかいうこともあります。
会長	給食の場合は別ですね。給食運営委員会で、いわゆる市が直接事業をしているわけではないから、そこに行くわけですけど、これは税金と同じような扱いをされていると思ったけれども、今までそうではなかったということを今初めて知りました。一応、督促して差し押さえまでできるということは、最終的にはいわゆる差し押さえというすべは持っていますから、少しはましなのかなとは思いますが、払えない人は払えないだろうなと思いつながら。その辺、色々問題はありますが、ここで話し合ってもいかんともしがたい部分というのは、いわゆる個人ですか、サービスを受けている個人のいわゆる問題という、先ほども言いましたが、子どもには責任はないということになります。しかし、その親には責任があると思います。次に3点目、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業実施事業者（新制度に移行す

事務局	<p>る施設について) ですが、これについて事務局の方から説明いただきます。</p> <p>議題(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業実施事業者(新制度に移行する施設について) 説明</p>
会長	<p>ただいまの説明についてご質問等ございませんか。質問等ございませんか。ないようでしたら、子ども・子育て支援事業計画(案)についてに入ります。それでは事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題(4) 子ども・子育て支援事業計画(案) について</p> <p>資料1 パブリックコメント手続き結果概要</p>
会長	<p>ご意見ないようでしたら、パブリックコメントについてはこれで終わりたいと思います。次に、資料2 子らの笑顔 みんなの宝 子育て応援プラン ～交野市子ども・子育て支援事業計画～案について説明いただきます。</p>
事務局	<p>資料2 子らの笑顔 みんなの宝 子育て応援プラン ～交野市子ども・子育て支援事業計画～ 案</p>
会長	<p>事務局から、素案からの変更箇所の説明がありました。この変更した内容について審議し、今回の委員会で成案として決定してほしいということですが、委員の皆さまのご意見やご感想はいかがでしょう。ご意見、感想をうかがいたと思います。</p>
委員	<p>大変なご苦勞をされて、皆さま、つくっていただいたかと思ひます。子育て世代の私たちのために作っていただいて感謝いたします。私が家に送っていただいてみた感想として、ビジュアル的な面だけ言わせていただきたいと思ひます。34 ページから写真を入れていただいて、雰囲気もやわらかくつくっていただいたと思ひますが、知っている場所だったら、ああ、ここかと分かるのですが、知らない場所だとちょっとどこなのかなということも気になってしまったので、一つ目のアンパンマンのある施設は、どこどこにあるこういった雰囲気の子育て支援センターですという、そういう文言をちょっと入れていただけたらもっと分かりやすいのではないかと思ひました。お写真についても気になりました。雰囲気を出すために入れられたと思ひますが、施設ということになっていたので入れていただければうれしいなと思ひました。</p> <p>あと、64 ページの地図ですが、ちょっと字が小さくて見にくいのですが、もし</p>

事務局	<p>大きくできるようでしたら、施設の名前はもう少し大きいフォントで示していただけたら分かりやすいと思いました。とりあえずは以上です。</p> <p>写真については、各施設にことわりを取っていないということもあって、イメージ的な形で付けさせていただいています。写真にするかイラストにするかというのは、これから手法を考えていかなければならないかなと思っていますが、スペース的にはこういう方法もありますよというところで、一応、イメージ的なもので添付させていただきます。また考えさせていただきます。それから 64 ページですが、フォントの大きさは検討いたします。</p>
会長	<p>ほかにご意見ありませんか。</p>
委員	<p>79 ページ、計画の点検・評価に向けてについて、計画はつくったはいいけれども、進捗管理はどうするのかという話を教育委員さんから聞かされています。ここに「定期的にサービス推進検討会」という言葉が出ていますが、具体的にはどのような会議体でしょうか。</p>
事務局	<p>下の図を見ていただくと、子育て会議というところが外部的な評価の位置付けというところで、その左側に事業の実施で、その下に庁内の評価というところがあるので、施策が各課に分散していますので、庁内での検討委員会というところの考え方は、サービス推進検討会という文言がなじむかどうか分かりませんが、ここは一度考えさせていただいて、庁内的な検討委員会という表現に変えさせていただくかもしれませんので、ご了承のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>要は、この図の中に庁内での評価というところに、庁内の評価をする会議の名前をここに挙がってくるんですね。</p>
事務局	<p>はい。今、次世代の計画の各課にまたがっている計画なので、庁内で同じような形で会議をもって進捗管理等、庁内全体でやっているのですが、同じような形の庁内的な組織というところで考えています。</p>
会長	<p>これは仮称と考えていいですか。</p>
事務局	<p>はい、仮称です。</p>

会長	<p>他にありませんか。</p> <p>今まで意見を出してこられたこともありますので、意見は出尽くしたと思います。この子ども・子育て会議は市長の諮問機関という位置付けですので、この計画案を答申するかどうか決定したいと思います。その前に事務局に確認したいのですが、今、検討課題ということでいくつか出ていましたし、これからも変えていかなければならないという話がありましたね。これから先、計画の内容に変更等が生じることはありませんか。</p>
事務局	<p>先ほど、各委員からご指摘いただいていたカ所、例えば、校区のところであったり、今の文言であったり、もう一度精査するところは成案に向けて当然出てくるのですが、その中でほかに適切でない表現も見受けられるかもしれませんので、誤字脱字微調整について、最終、編集する中で出てくるかなと思いますので、そのところはご了承くださいと思います。</p>
会長	<p>誤字脱字の修正や文言の修正、それから表現の仕方について、不適切な部分が合ったときの修正があるということですが、その辺りについては、これから皆さん方に会議をもって諮るわけにいきませんので、前と同じように、私と事務局との話し合いにさせてもらっていくということで、一応、私に一任していただけますでしょうか。よろしいですか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
会長	<p>異議なしということですので、今回、交野市子ども・子育て支援事業計画案について答申することに賛成のご意見の委員の挙手をお願いします。それでは挙手をしていただけますでしょうか。</p> <p>(挙手)</p>
会長	<p>全員挙手をしていただきましたので、この案を本会議の成案とし、市長に答申することといたします。なお、この結果については、会長名で市長に答申いたしますので、お見知りおきよろしくをお願いします。昨年から皆さんと共に審議してまいりました計画策定に関する役割が終わります。どうもありがとうございました。それでは、次の議題に進みたいと思います。事務局お願いします。</p>
事務局	<p>資料5-2について説明</p>

会長	延長保育についての説明がありました。
委員	先ほど、9時から5時の短時間児の保育の場合の延長というのも10分で150円ですか。
事務局	基本的には10分150円で、最大夕方7時まで迎えに来なかった場合、1,800円という料金になります。ただ、短時間という設定自体は、認定しているので、基本的には9時から5時に迎えに来られると。それ以降、迎えに来ないというケースは基本的には考えられません。例えば、10分遅れた、20分遅れたという場合は、150円、300円払ってもらうというつもりですが、基本的には1,800円までかかることは想定していません。これはどこの特定教育・保育施設においても、そういう料金設定、これは公立の分を設定していますが、位置付けとしては私立の保育所や認定こども園についても、こういう位置付けは必要になってくると思いますので、よろしくをお願いします。
会長	よろしいですか。
一同	異議なし
会長	議題（5）その他について説明することはありますか。
事務局	<p>成案決定いただきましたので、会長の方と微調整させていただき、報告させていただきます。その報告については、各委員さんにご通知させていただきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。</p> <p>今回、委員の皆さまからは貴重なご意見、ご審議をいただき、本当にありがとうございました。新制度の施行に際して、法定計画として策定が義務づけられておりますこの計画ですが、平成25年10月9日を第1回として、全体会議が9回、専門部会が2回、合計11回の開催をしていただきまして、本日、計画が成案となりましたことをあらためまして深く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。これからの子育て施策については、平成27年4月からこの計画に基づき、各事業を進めていくこととなりますが、市としても最終年の31年度、目標数値を掲げていますので、できるだけその達成に向けて努力をしていきたいと考えていますので、またその節はこの会議で報告等させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。この会議ですが、この計画の進捗というところで、今後平成27年度からは基本的に進捗管理の部分については年2回の開催を考えていますので、</p>

	<p>またその開催の際については、ご通知等させていただきますので、どうかよろしく          お願いします。本日はどうもありがとうございました。</p>
<p>会長</p>	<p>今後は計画の進捗管理ということで、年に2回ぐらいを目途にこの会議を持ちたい          という事務局の話でした。進捗管理のほかに、子どもの施策にかかわるようなこと          が起こってきた場合、重要な案件が出てきた場合については、この会議が開催され          ることになりますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>利用者負担については、27年度継続的にご審議いただくというところで、市長の          方にも答申をしていただいています。27年度で利用者負担額を決定していく中で、          専門部会の開催、それから決定する過程として本会議を開催することになると思い          ますので、またその節は進捗管理とは別にご通知をさせていただきますので、よろ          しくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>そのときは、日程調整を行っていただきたいと思います。委員の任期がございま          すね。確か2年でしたね。いつから2年ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>1回目が平成25年10月9日だったので、27年10月8日までが任期になります。</p>
<p>会長</p>	<p>皆さん、しばらくは委員の職になるということですので、よろしく          お願いします。これで本日の案件はすべて終了します。本日はご多用のところ、ご参加          いただきました。これにて閉会とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。          (終了)</p>